

第2章 材 料

2-1 形状・寸法等

視覚障がい者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列については、JIS T 9251の規格を適用する。

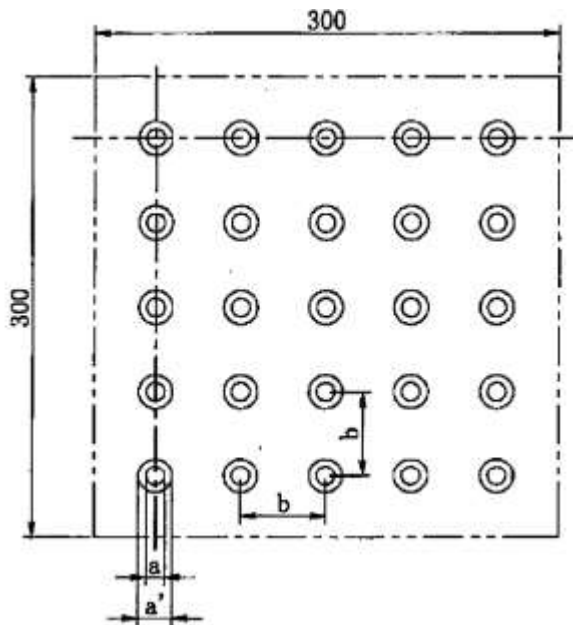
<解 説>

JIS T 9251は平成13年9月20日に制定され、大阪市においては平成14年8月より使用することとしている。

JIS制定後、平成26年5月20日に改訂があり、点状及び線状ブロックを構成する突起形状の名称が「ハーフトーム型」となった。

(参 考)

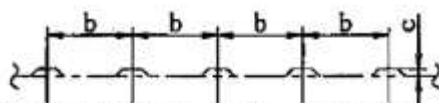
図2-1 点状ブロックの形状・寸法等



単位 mm

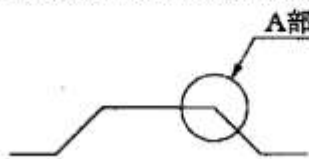
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60*	
c	5	+1 0

※注 この寸法の範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

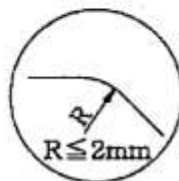


点状突起(並列配列)の形状・寸法及びその配列

備考 つまづき防止、角の欠落防止及び製造上の場合を考慮して、突起の上面と斜面とが交差する角部にR2mm以下の丸みを付けてもよい。



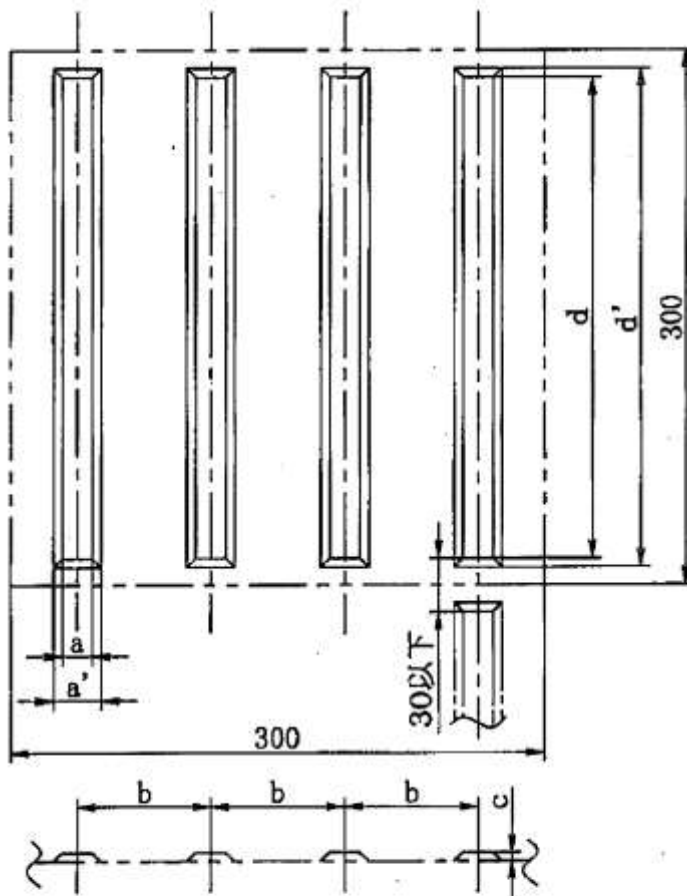
ハーフトーム型の突起の断面



A部詳細

(参 考)

図2-2 線状ブロックの形状・寸法等



単位 mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

2-2 色 彩

視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、黄色を基本とする。ただし、色彩に配慮した舗装を施した歩道で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分に発揮できなくなる場合は、周囲の舗装との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色を採用するものとする。

<解 説>

視覚障がい者には全盲の方と弱視の方がおり、視覚障がい者は視覚障がい者誘導用ブロックを直接足で踏むことや白杖で触れることにより認識するほか、弱視者は、視覚障がい者誘導用ブロックの色と周囲の路面の色のコントラストにより認識している場合もある。このため、ガイドラインでは、視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、よく目立って見えやすい黄色を基本としている。また、ガイドラインでは、路面の色彩が類似している場合、周囲の路面との輝度比を2.0程度確保することにより視覚障がい者誘導用ブロックが容易に識別できることが必要と明記されている。

本基準においても、上記の理由および、一般的に視覚障がい者誘導用ブロックは黄色として認知度も高いことから、黄色を基本とする。また、輝度比については、既存研究された「視覚障害者誘導用舗装の現況に関する調査例」によると、輝度比1.5～2.5の組み合わせが、弱視者、晴眼者双方にとって問題ないとされており、これらをもとにガイドラインでは「2.0程度」確保することとしているので、大阪市においても、少なくとも輝度比1.5以上確保するように計画する必要がある。

また、大阪市では2色以上の景観に配慮した舗装が多いが、2色以上の舗装の場合についても、視覚障がい者誘導用ブロックと使用色のそれぞれとの輝度比をいずれも1.5以上確保するように計画する必要がある。

なお、すでに視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている歩道において、色彩が類似しており、対比効果が十分に発揮されていないような場所についての対応を検討するため、「弱視者を対象とした視覚障がい者誘導用ブロックの視認性実験（以後、「視認性実験」と略）」を実施した。この視認性実験では、視覚障がい者誘導用ブロックの両側に、輝度比2.0以上を確保できる色の帯をそれぞれ15cm幅で設置すれば、弱視者にも視覚障がい者誘導用ブロックの確認がしやすいという結果が得られている。

参 考：輝度と輝度比

■輝度 (cd/m²)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。

■輝度比

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障がい者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

2-3 材 質

視覚障がい者誘導用ブロックは十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐磨耗性に優れたものを用いるものとする。

<解 説>

材質はコンクリートブロック製品を基本とする。

ただし、横断歩道橋の橋面などのように、構造的にコンクリート製品の使用が困難な場合については、滑りにくく、つまずきにくい製品（貼付タイプなど）を使用しても良いものとする。この場合の材質については、磨耗しやすいもの、褪色しやすいもの、怪我の恐れがあるような硬く鋭い角をつくりやすいものなどは避けるものとする。なお、貼付タイプの場合ははがれやすれが生じる恐れがあるため、材料にあった接着剤を利用するなど十分注意する必要がある。